

本宮市環境基本条例体系図

前 文

第 1 章 総 則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の責務
- 第 6 条 事業者の責務

第 2 章 環境の保全と創造に関する施策

- 第 7 条 基本方針
- 第 8 条 環境基本計画
- 第 9 条 市の施策と環境基本計画との関係
- 第 10 条 市民等の意見の反映
- 第 11 条 開発事業者等に係る環境の配慮
- 第 12 条 市の率先実行
- 第 13 条 環境教育及び環境学習の推進
- 第 14 条 環境施策の実施状況の公表
- 第 15 条 国、県及び他の自治体等との協力
- 第 16 条 地球環境保全の推進等

第 3 章 環境審議会

- 第 17 条 設置
- 第 18 条 所掌事務
- 第 19 条 組織
- 第 20 条 会長及び副会長
- 第 21 条 会議

附 則

- 施行期日
- 本宮市環境審議会条例の廃止